

## 「富士見市道路占用料条例等の一部を改正する条例」の要旨

### 1 制定の主旨

地方税法の一部改正等に伴い、富士見市道路占用料条例等の延滞金に関する各附則において、用語を改める必要が生じたことから、関連する条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 「富士見市道路占用料条例の一部改正」

##### ① 附則第3項（延滞金の割合の特例）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、文言の整理をする。

#### (2) 「富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正」

##### ① 附則第3項（延滞金の割合の特例）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、文言の整理をする。

#### (3) 「富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正」

##### ① 附則第3項（延滞金の割合の特例）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、文言の整理をする。

#### (4) 「富士見市公共物管理条例の一部改正」

##### ① 附則第4項（延滞金の割合の特例）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、文言の整理をする。

#### (5) 「富士見市準用河川占用料等徴収条例の一部改正」

##### ① 附則第2項（延滞金の割合の特例）

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、文言の整理をする。

### 3 施行期日

令和3年1月1日

## 富士見市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(第1条関係) 富士見市道路占用料条例(昭和43年条例第8号)新旧対照表(傍線部は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第9条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第9条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</u></p>

(第2条関係) 富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年条例第17号)新旧対照表(傍線部は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、各年の<u>延滞</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第15条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、<u>同項</u>の規定にかかわらず、各年の<u>特例</u></p>

<p>金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>
---	---

（第3条関係）富士見都市計画特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年条例第5号）新旧対照表  
（傍線部は改正部分）

新	旧
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの</p>

<p>割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>
---	---

(第4条関係) 富士見市公共物管理条例 (平成16年条例第30号) 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

新	旧
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第17条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第17条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

(第5条関係) 富士見市準用河川占用料等徴収条例 (平成16年条例第31号) 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

新	旧
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p>

2 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年\_\_\_\_\_中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年\_\_\_\_\_における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に\_\_\_\_\_租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合\_\_\_\_\_に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に\_\_\_\_\_年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に\_\_\_\_\_年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。